

2011 年 2 月 23 日

JC 総研「TPP 疑問・反論シリーズ」(その 7)

日本の労働組合は TPP への具体的な提言をなぜしないのか？
～「500 万人の失業をもたらした NAFTA」に強く反発する米国の労働者～

<米国並みの労働・環境規定の確立を TPP 参加国に求める米国の労働組合>

本シリーズ(その 1)で報告したように、2011 年 1 月 25 日オバマ米国大統領は一般教書演説の中で輸出の倍増と雇用の増大を強調した。同時に大統領はそのために韓国やパナマ等との二国間貿易協定を結び、アジア太平洋や世界での貿易交渉へ積極的に関与して行くとの決意を表明した⁽¹⁾。また、オバマ大統領は緊急輸入制限や児童労働禁止等の措置の必要性についても言及した。この背景には、オバマ大統領誕生の選挙戦で最も重要な役割を發揮したと言われる労働組合組織が、環太平洋経済連携協定(TPP)の交渉へ臨むオバマ政権に対し、広範な問題について厳しい注文を付けているという事情があった。

もともと米国では多くの労働組合が自由貿易の推進に懐疑的あるいは慎重な姿勢を堅持してきた。2008 年の大統領選挙戦に臨んだオバマ候補は、こうした労働組合側の支持を確実なものにするため、「北米自由貿易協定(NAFTA)によってメキシコからの移民労働者が増え、カナダやメキシコから安価な製品の輸入が増えて多くのアメリカ人が職を失った」との発言を繰り返していた。

チリやシンガポール等との自由貿易協定(FTA)の締結に取り組んできた米国政府は、健全な労働・環境対策の促進と、労働・環境保護法の制定等の相互尊重という基本規定を盛り込んで合意してきた。ここでは FTA の締約国が自国の労働法遵守を義務付けられるのが基本であった。

しかし、議会調査局(CRS)が米国の議員のためにまとめた TPP 解説資料(CRS レポート)⁽²⁾によると、オバマ政権と議会は、これでは不十分であるとの認識で一致し、TPP 等今後の自由貿易協定では労働・環境規定を強化させる点で合意した。こうした合意を踏まえ、2010 年 8 月米国通商代表部(USTR)は「全ての TPP 締約国は、その開発水準の違いに関わらず、同一の労働・環境条件を満たすことが求められることになる」との考えを明らかにしたのである。

この背景には、1994 年 1 月の NAFTA 発効以来、米国では 500 万人もの雇用が失われたとの評価が労働組合や市民団体の間で広まった⁽³⁾という事情がある。それだけに、米国労働組合のナショナルセンターであるアメリカ労働総同盟・産業別組合会議(AFL-CIO)は批判的な立場で TPP 問題を慎重に分析し、オバマ政権に対して多くの要求を突きつけたのである。

<TPP の新たな労働規定の策定を求める米国の労働組合>

2010 年 1 月 25 日に USTR が開催した公聴会に、AFL-CIO は英文 34 ページに及ぶ証言資料を提出した。TPP に対する AFL-CIO の主張をまとめ

たポジション・ペーパーである。この資料によると、TPP 交渉に臨むオバマ政権に対し米国の労働組合は次の点を強く要求している⁽⁴⁾。

- オーストラリア、チリなど TPP の最初の 4 締約国 (P4) が合意した労働規定に関する覚書は、その遵守規則が極めて弱く、違反国に対する制裁などの実効性は皆無である。このため今後の TPP 締約国拡大の交渉においては、この覚書をモデルとしてはならない。
- 今後の自由貿易協定では国際労働機関 (ILO) が定めた「中核的労働基準」(団結権、団体交渉権、強制労働禁止、児童労働保護等) の遵守を締約国に義務付けるとともに、これに違反した国に対しては紛争処理手続きをもって従わせること等を明確に合意すべきである (ここでは、長時間労働や低賃金労働等の不公正な方法で生産された商品の輸入によって米国内の産業が疲弊し、労働者が失業することを阻止しなければならないという考え方が強く打ち出されている)。

TPP 交渉に対する AFL-CIO の基本的なスタンスとして注目されるのが、現行の FTA のメリット・デメリットを徹底的に分析し、その経験を TPP 交渉へ活かしていくべきだとする提案だ。労働組合側は (FTA が与えた米国内の労働者の) 賃金や雇用への影響を分野別に明らかにすることまで要求しているのである⁽⁵⁾。

さらに TPP への参加交渉に当っては、労働基準の遵守、環境・人権保護、民主的政治などの面から相手国が FTA を結ぶのに相応しいのかどうか、その準備を相手国側ができているのかどうかをチェックするための基準を検討すべきだと、AFL-CIO は主張する。

この他 AFL-CIO は、TPP へ新たに加わる投資条項について、米国内の輸出企業等とは明確に異なる主張をしている。すなわち、2002 年米国通商法に基づき、TPP においては「外国企業などの投資家に対し、米国企業が付与されている権利よりも大きな権利を与えてはならない」という要求である。これは、AFL-CIO が米国内の企業や投資家の利益を守ろうとしていることを意味しているのではない。国際的な企業投資の促進が米国企業の海外移転、国内産業の空洞化、国内失業者の増加をもたらしており、これにブレーキをかけようとする考え方である。

さらに AFL-CIO は、連邦政府・州政府の公共事業等に関する投資を TPP の対象外にすること、食品・医薬品・歯磨き粉・自動車部品・タイヤなどを含む、健康を害する危険な製品の輸入を阻止するとともに、緊急輸入制限などの措置を確保することなど、労働者と消費者の利益を守ることを基本に広範な課題への取り組みをオバマ政権に求めている。

<TPP 参加国の労働組合の連携をリードする米国の労働組合>

2010 年 3 月 15 日、AFL-CIO とオーストラリア、ニュージーランド、シンガ

ポールの労働組合の代表 4 名は「環太平洋経済連携協定（TPP）の交渉に対する労働者宣言」⁽⁶⁾を公表し、労働者の権利保護、投資、環境保護、知的所有権等の交渉課題について、労働者の主張を反映させることを要求した。ペルーやチリを外した先進国の労働組合の宣言ではあったが、その内容からして米国の AFL-CIO が各国労働組合間の連携をリードしたのは間違いない。

さらに 2010 年 5 月 10 日には、米国（AFL-CIO）、オーストラリア、チリ、ニュージーランド、ペルーおよびシンガポールの労働組合組織（ペルーは 2 団体）の代表者がこれら諸国の外務・通商担当大臣へ共同書簡を送り、次のような情報公開と協議のための措置を要求した。

- TPP の交渉は、(各国の法制度へ重大な影響を及ぼすため)、よりオープンで透明性と参加を保証する方法で進めること。
- (情報を公開するために) TPP 交渉参加国の共通のホームページを立ち上げ、交渉上の課題を含め、各国の提案等の資料を公表すること。
- TPP の交渉時には、交渉の会場内に別室を設け、労働組合等の市民団体の代表者へ交渉の経過説明を行い、併せて、市民団体側が交渉担当者へ課題等を説明する機会を設けること。
- 政府は市民団体等との協議の場を継続的に保証すること。

このような動きを見ると、労働組合側の国境を越えた情報交換と連携はすでに米国を中心に相当進んでいるものと推測される。一方わが国においては、労働組合のみならず多くの関係団体が自らの主張を展開するまでには至っていない。国内の多くの労働者の職場と生活にとって、TPP への参加が様々な影響を与えるのは必至と予想される。しかし、労働組合の全国組織においても、情報公開や協議の場の確立を政府へ求めるような動きは、2011 年 2 月 23 日現在、まだ伝えられていない。TPP 参加を検討する菅政権に対し、労働組合は TPP の国内労働市場への影響等に関する情報公開を求めるとともに、自らの提言を具体的に示していく必要があるのではないだろうか。(文責：薄井 寛)

(1) JC 総研「TPP 疑問・反論シリーズ」(その 1)『国民に見えてこない TPP のメリット・デメリット』、2011 年 2 月 9 日、p.1

(2) Congressional Research Service, “*The Trans-Pacific Partnership Agreement*,” November 1, 2010 (<http://www.fas.org/sgp/crs/row/R40502.pdf>)

(3) Public Citizen, Reporters’ Memo, “*Make or Break: Obama Officials Start Trans-Pacific Partnership Talks Today – First Obama Trade Deal?*,” March 15, 2010, p.4

(4) AFL-CIO, “*Testimony Regarding the Proposed United States – Trans-Pacific Partnership Trade Agreement*,” January 25, 2010 (www.aflcio.org/issues/legislativealert/alerts/upload/tppta_01252010.pdf)

(5) 脚注資料 (4) の pp.4~5

(6) “*Labor Declaration on the Negotiation of the Trans-Pacific Partnership Trade Agreement*,” March 15, 2010 (<http://www.actu.org.au/Images/Dynamic/attachments/6905/TPP%20Joint%20Declaration%20Final.pdf>)